

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年12月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200047号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200041号

第1 結論

請求者のA社B支社における共済組合員としての取得年月日を昭和55年5月1日、喪失年月日を昭和61年11月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和55年5月から昭和61年3月までを15万5,513円、昭和61年4月から同年9月までを15万円及び同年10月を16万円とすることが必要である。

昭和55年5月1日から昭和61年11月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月1日から昭和61年11月1日まで
昭和55年3月にA社に入社し、C市のD事業所内にあるE本部に配属になった。当時の年金記録がないので、請求期間を年金の加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

F機構(以下「機構」という。)及びD事業所が提出した請求者に係る履歴書(以下「履歴書」という。)には、「55 5 1 準職員を命ずる」と記載されているほか、配属先、俸給等の変遷が昭和61年4月1日に至るまで確認できること、及び請求者が機構から入手し、当局において確認した請求者に係る共済マスタ(以下「共済マスタ」という。)の組織コードの欄にB支社を意味する「*」、加入年月の欄に昭和55年5月を意味する「55505」と記載されていることから、請求者は、昭和55年5月1日付けでA社B支社に入局し、G共済組合に加入していたことが確認できる。

また、前述の履歴書及び共済マスタには、退職年月日の記載はないものの、共済マスタに昭和61年4月及び同年10月の標準報酬月額が記載されていることなどから、請求者は、請求期間においてA社B支社に勤務し、G共済組合員であったことが認められる。

一方、G共済組合員であった期間は、平成9年4月1日以降、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる取扱いとなったことから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和55年5月1日、資格喪失年月日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により計算することとされており、履歴書、共済マスタ及び日本年金機構の回答から、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和55年5月から昭和61年3月までを15万5,513円、昭和61年4月から同年9月までを15万円及び同年10月を16万円とすることが妥当である。